

議案第60号

東京都板橋区ハト等への給餌による被害防止条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区ハト等への給餌による被害防止条例

(目的)

第1条 この条例は、ハト等への給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民等の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ハト等 次に掲げるものをいう。

ア 自ら所有せず、かつ、占有しないハト

イ アに掲げるもののほか、板橋区規則（以下「規則」という。）で定める鳥類

(2) 給餌 ハト等に餌を与えること（ハト等が集散することを認識しながら、ハト等が食べることができる場所に他の動物へ与えた餌を放置する行為を含む。）をいう。

(3) ハト等への給餌による被害 次のいずれかに該当するものにより、区民等又は被害箇所の管理者による苦情又は相談があり、被害が確認できる状態をいう。

ア 給餌による餌を目当てに集散するハト等の鳴き声その他の音

イ 給餌による餌の残さ、給餌による餌を目当てに集散するハト等のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気

ウ 給餌による餌を目当てに集散するハト等の羽毛

エ 給餌による餌又は給餌による餌の残さが原因となって発生する
ねずみ又は害虫等

- (4) 区民等 区民及び区の区域内（以下「区内」という。）に滞在する者（通過する者を含む。）又は区内の土地を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (6) 団体 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。
- (7) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署及び消防署、国道又は都道を管理する事務所その他の行政機関をいう。
- (8) 公共の場所 区内の道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所（民有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地を含む。）をいう。

（区の責務）

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、法令等を踏まえ、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 区は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、区民等、事業者、団体及び関係行政機関と連携協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、良好な生活環境を確保するため、ハト等への給餌による被害を生じさせることがないように努めなければならない。

- 2 区民等は、この条例の目的を達成するため、法令等を踏まえ、区が実施する施策に協力するものとする。

（区民等の禁止事項）

第5条 区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 公共の場所において、ハト等への給餌を行うこと。
- (2) ハト等への給餌による被害を公共の場所に生じさせること。

（事業者及び団体の責務）

第6条 事業者及び団体は、この条例の目的を達成するため、法令等を踏まえ、区が実施する施策に協力するものとする。

(関係行政機関の責務)

第7条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区民等、事業者及び団体の取組並びに区の施策に協力するものとする。

(指導・勧告)

第8条 区長は、第5条各号の規定に違反した者に対し、当該行為の是正又は中止を指導することができる。

2 区長は、第5条第2号の規定に違反したことにより前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該行為の是正又は中止を書面により勧告することができる。

(命令)

第9条 区長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為の是正又は中止を書面により命ずることができる。

2 区長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、東京都板橋区資源環境審議会条例（平成9年板橋区条例第30号）に基づき設置する東京都板橋区資源環境審議会の意見を聴かなければならない。

(撮影等)

第10条 区長は、この条例の目的を達成するため、第5条第1号に規定する行為若しくは同条第2号に規定する被害が発生したとき、又は当該行為若しくは当該被害が発生しようとしていると思料するに足りる相当な理由があるときは、当該行為又は当該被害を発生させ、又は発生させようとした者の識別のため必要な限度において、職員に次に掲げる措置をとらせることができる。

(1) 動画又は画像を撮影すること。

(2) 氏名、住所等について質問し、及び記録すること。

(指導員)

第11条 区長は、ハト等への給餌による被害の防止を図るため、指導員を置くことができる。

2 指導員は、公共の場所を巡回し、第8条第1項に規定する指導を行うほか、ハト等への給餌による被害の防止に関し必要な啓発その他の活動を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 第9条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

ハト等への給餌による被害を防止することにより、区民等の生活環境の向上を図るため、条例を制定する必要がある。